

角田市公告第30号

市有財産を一般競争入札に付すにあたり、地方自治法施行令第167条の6及び角田市契約規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月20日

角田市長 黒 須 貴



1. 処分市有財産の表示

<物件>

(土地)

- 所在：①角田市枝野字青木155番22  
②角田市枝野字青木155番23  
③角田市枝野字青木155番24  
④角田市枝野字青木155番25  
⑤角田市藤田字青木217番28

地目：原野

- 地積：①342 m<sup>2</sup>  
②316 m<sup>2</sup>  
③476 m<sup>2</sup>  
④559 m<sup>2</sup>  
⑤0.61 m<sup>2</sup>

最低売却価格：5,427,400円

※今回の売買については、現状での引渡しとなります。

2. 入札日時

令和8年4月30日(木) 受付時間 入札開始 14時00分

3. 入札場所

角田市角田字大坊41 角田市役所東庁舎4階 401会議室

4. 入札参加資格

個人、法人を問わず参加できますが、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 一般競争入札の当該入札に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている者。  
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者。  
(3) 角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱(平成20年10月22

日角田市告示第99号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者。

(4) 在住(所在地)の市区町村税を滞納している者。

## 5. 入札参加申込

### (1) 申込受付日時

令和8年4月20日(月)から令和8年4月28日(火)まで  
午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日除く

### (2) 申込受付場所

角田市角田字大坊41 角田市役所西庁舎1階 会計課契約検査係  
※直接持参してください。郵送、ファクシミリ、電子メール等による申込みは  
できません。

### (3) 申込に必要な書類

○市有財産売却一般競争入札参加申込書 2部  
(使用印鑑は印鑑登録と同一のもの)

※添付書類 原本各1部

(各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。)

ア. 個人の場合 ①住民票

②印鑑登録証明書

③誓約書

④令和7年度の市区町村税の納税証明書(滞納が無いこと  
の証明書)

※納税証明書は、次に掲げるもののうち該当するもの

(i) 市区町村民税

(ii) 固定資産税及び都市計画税

(iii) 軽自動車税

(iv) 特別土地保有税

(v) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保  
険料

イ. 法人の場合 ①法人の履歴事項全部証明書

②法人の印鑑証明書

③誓約書

④国税未納額のない証明

⑤都道府県税未納額のない証明

⑥令和7年度の市区町村税の納税証明書(滞納が無いこ  
との証明書)

※納税証明書は、次に掲げるもののうち該当するもの

- (i) 固定資産税及び都市計画税
- (ii) 軽自動車税
- (iii) 法人市区町村民税
- (iv) 特別土地保有税

## 6. 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札保証金として、271,400円を角田市が交付した納付書により、指定する金融機関の窓口で、4月28日(火)までに納付していただきます。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめご了承ください。
- (3) 入札保証金には利息を付しません。
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、落札者が納入した入札保証金は角田市に帰属します。
- (5) 納付した入札保証金の領収書の写しを貼付した、入札保証金納付届を入札時に提出(必須)してください。

## 7. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、角田市が定める最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。

## 8. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の(1)又は(2)の2通りあります。

### (1) 一括払

契約締結と同日に全額納付していただきます。入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当しますので、契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

### (2) 契約保証金払い

契約締結と同日に、契約保証金として、契約金額の「100分の10以上」の金額を納付していただきます。入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約保証金から入札保証金を差し引いた額を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、売買契約締結日から30日以内に本市の発行する納入通知書により本市の指定金融機関に納付していただきます。

## 9. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格の無い者の行った入札、及び入札に関する要件に違反した入札は無効とします。

#### 10. 用途の指定

建物の建築用地以外の利用は出来ません。

- (1) 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等、これらに類する業の用途に使用することができません。
- (2) 当該物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に使用することができません。
- (3) 当該物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させるものとします。
- (4) 産業廃棄物関連施設については、周辺環境の維持のため建設できません。

#### 11. 建築期限の指定

土地売買契約の締結した日から5年以内に建物の建築を完了していただくことになります。

#### 12. 担保責任について

契約締結後、売買物件が数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、角田市に対し売買物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできません。

#### 13. 質疑について

質疑については、令和8年4月20日（月）～令和8年4月28日（火）まで受付し、随時回答します。

※詳細については、角田市会計課契約検査係までお尋ねください。

(TEL0224-63-2115)